

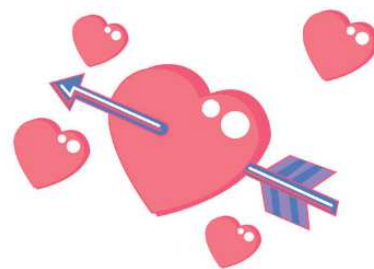
社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りしています

ブログも更新中！是非ご覧ください！ <http://d-produce.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/d.produce>

平成 28 年 2 月号

Dプロニュース



ご連絡先: 〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町 1-15 第二東商ビル 6F

TEL:045-226-5482 FAX:045-226-5483

E-Mail:info@d-produce.com

HP:<http://www.d-produce.com>

ブラック企業・ブラックバイトに関する 相談事例と行政の対策

◆過去最多の相談件数

連合は、昨年 12 月に「全国一斉労働相談キャンペーン」を実施し、その一環として「労働相談ホットライン」を行いました。先日その結果が発表されました。

今回の電話相談は、いわゆる“ブラック企業”や“ブラックバイト”に関することを中心に実施されましたが、2 日間の集中期間を設けて行ったキャンペーンの中では過去最多の相談件数(979 件)となったそうです。

◆具体的な相談事例

それでは、公表された具体的な相談事例を見ていきましょう

【正社員】

1 日の勤務時間が 10~12 時間と長時間労働を強いられている。有給休暇もほとんど取れない状態。それに加え、上司からの暴言や嫌がらせもある。上司に「これ以上サービス残業はできない」と伝えたら、ますますパワハラがひどくなった。(40 代女性、医療・福祉関連)

【パート】

パートで勤務していたが、会社から「仕事がなくなったので辞めてくれ」と言われ、即日解雇。解雇理由書を求めたが応じてくれず、解雇予告手当もない。雇用契約書ももらっていない。(60 代男性、運輸業)

【アルバイト】

アルバイトで塾講師をしている。授業以外の仕事もしているが、その分の賃金が支払われない。退職を申し出たが、「来年の 3 月までは辞めさせない」と言われている。(20 代男性、教育・学習支援業)

【派遣社員】

休日に強制的に勤務指定され、時間外労働も強制。休暇もほとんど取れない。派遣元担当者に相談したが、相談したことが派遣先に知られてしまい、派遣先から「使えない」「ここで働けなくなるよ」など、暴言によるパワハラを受けるようになった。(30 代男性、製造業)

◆「ブラックバイトに」に関する対策

ここ最近、大きな話題となっている「ブラックバイト」ですが、厚生労働省と文部科学省は、昨年末に学生アルバイトの多い業界団体に対して、労働条件の明示・賃金の適正な支払い・休憩時間の付与などの労働基準関係法令の遵守のほか、シフト設定などの課題解決に向けた自主的な点検の実施を要請しました。

厚生労働省では、今後も大学生などに対する関係法令の周知・啓発や相談への的確な対応など、学生アルバイトの労働条件確保に向けた取組みを強化していくそうです。

まだまだ使える！「雇用促進税制」の概要

◆「雇用促進税制」とは？

平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間内に始まる事業年度(以下、「適

用年度」という。個人事業主の場合は平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの各年)において、雇用者増加数 5 人以上(中小企業は 2 人以上)、かつ、雇用増加割合 10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数 1 人当たり 40 万円の税額控除(当期の法人税額の 10%(中小企業は 20%)が限度)を受けることができます。

◆地方拠点強化税制における雇用促進税制とは？

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を実施する事業主においては、以下の税制優遇を受けることができます(ただし、法人全体の雇用者の純増数を上限)。

- (1)地方活力向上地域で特定業務施設を整備し雇用者を増加させた場合…法人全体の雇用増加率が 10%以上の場合には「当該特定業務施設における増加雇用者 1 人当たり 50 万円の税額控除」、法人全体の雇用者増加率が 10%未満の場合には「当該特定業務施設における増加雇用者 1 人当たり 20 万円の税額控除」
【拡充型】適用年度に雇用保険一般被保険者の数を 5 人以上(中小企業の場合には 2 人以上)増加させることが必要。
- (2)東京 23 区から地方活力向上地域に特定業務施設を移転して整備する場合には「拡充型の税額控除額に加え、当該特定業務施設における増加雇用者 1 人当たり 30 万円の税額控除」…(1)と併せて 1 人当たり最大 80 万円の税額控除
【移転型】雇用を維持していれば最大 3 年間継続。

◆対象となる事業主の要件

要件は、原則として以下の通りです

- (1)青色申告書を提出する事業主であること
- (2)適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- (3)適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を 5 人以上(中小企業の場合は 2 人

- 以上)、かつ、10%以上増加させていること
- (4)適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額以上であること
- (5)風俗営業等を営む事業主ではないこと

なお、適用を受けるためには、あらかじめ「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要があります。

4月からスタート！ 改正景品表示法「課徴金制度」のポイント

◆新たに設けられた「課徴金制度」

平成 26 年 11 月に成立した改正景品表示法の施行日が決まり、今年の 4 月 1 日から、商品やサービスを販売する際に消費者に誤った認識をさせるような不当表示を行っていた事業者に対して違反商品における売上額の 3%の納付を求める「課徴金制度」がスタートすることとなりました。

改正景品表示法は今回 2 度改正されており、1 度目の課徴金制度以外の部分(平成 26 年 6 月成立)については平成 26 年 12 月にすでに施行されています。

今回施行される「課徴金制度」は、あらゆる商品・サービスが対象となっており、3 年間遡って計算されるため、課徴金納付命令を受けた事業者の損害は大きくなる可能性もあり、注意する必要があります。

◆不当表示の種類と対象期間

景品表示法で規制される不当表示には、「優良誤認」(商品等の内容について実際より著しく良いと思わせる)と「有利誤認」(商品等の内容について実際より著しく安いと思わせる)、「その他誤認を与える恐れがあるとして内閣総理大臣が指定するもの」の 3 種類があります。

課徴金が算定される期間は、「不当表示をした期間」に加えて「不当表示を止めた日から 6 カ月以内取引をした日」までとなり、最長で期間の最終日からさかのぼって 3 年間となります。

◆課徴金の金額と減免措置

なお、課徴金は売上額の 3%が課されることと

なっていますが、課徴金額が 150 万円未満(売上額が 5,000 万円未満の場合)の場合は賦課されません。

また、課徴金制度には減免措置があり、事業者が自主的に違反行為を申告した場合に課徴金の 2 分の 1 が減額されます。

また、事業者が所定の手続きに沿って自主的に被害者に返金を行った場合には、その返金金額に応じた減額や免除の措置があります。

◆表示や広告を見直すべき

この改正で注意すべき点は、過失による不当表示であっても課徴金の対象に含まれるということです。

また、景品表示法が 1 年間に 2 度も改正されたことから、国が近年のインターネット販売や通信販売等における表示や広告の事態を重くみた結果と言えますので、今一度、自社での周知徹底を図り、表示や広告の内容を見直してみるべきでしょう。

2 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

1 日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出[税務署]
- 給与支払報告書の提出<1 月 1 日現在のもの>[市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告[市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第 4 期分>[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業 4 日未満、10 月～12 月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険料納付<延納第 3 期分>[郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

- 贈与税の申告受付開始<3 月 15 日まで>[税務署]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

16 日

- 所得税の確定申告受付開始<3 月 15 日まで>[税務署]

※なお、還付申告については 2 月 15 日以前でも受付可能。

28 日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出[労働基準監督署]

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

編集後記

皆様、おはようございます。社会保険労務士法人 D・プロデュースの山下です。

某学校を卒業して、早 3 年になります。社会人として入学した学校では、様々なフィールドで活躍する方々と 2 年間にわたり共に学習、白熱した議論を重ねるなど、充実した時間を過ごしました。もちろん、卒業後も交流が続いています。そのような仲間と、2016 年 1 月、2 泊 3 日の長崎旅行

へ行ってまいりました。

卒業生の中に長崎県出身の方がおり、非の打ち所がない素晴らしい旅程をたててくれました。初日は軍艦島と料亭花月（※坂本龍馬、高杉晋作、伊藤博文などが頻繁に利用）、2日目は長崎市内の史跡巡りと海鮮料亭、3日目は原爆資料館。福岡が実家の私ですが、長崎へはあまり行ったことがなく、教科書レベルでなんとなく知っている程度でした。例えば、出島、亀山社中、教会、グラバー商会、原爆、三菱、福山雅治など。

このように、なんとなく知っているレベルですが、史跡の現地へ行くと『感動』や『考えさせられる』連続でした。また、現地在住の方（※さるくガイド）に案内してもらったこともあり、なおさらでした。過去に思いを馳せ、歴史上の人物や今の日本を形成してくれた先輩方の行動を同じ場所で振り返る、史跡を巡る旅にはそのような楽しみもあるなど改めて思いました。

私には、知っているけれども行ったことのない場所が、沢山あります。海外も魅力的ですが、年に何回かは、日本国内にあるこのような場所を訪れてみたいと思います。

P.S.

言い忘れましたが、料亭花月や海鮮料亭、存分に味わい、存分に楽しんだのは言うまでもありません。